

起債について

左記のとおり起債するものとする。

記

一 起債金額 金参拾萬円也

一 起債目的 義務教育施設整備事業債に充当するため
(竹田小学校田代分枝へ土地集会所設置事業)

一 利率 年壹割以内

一 借入先 大蔵省資金運用部

一 借入時期 昭和三十七年度

財政又は工事施行の都合で起債の全部又は一部を翌年度に繰越して借入れることができる

一 償還方法 借入先の貸付条件による

但し財政の都合により繰上償還をし、又は償還年限を短縮し、若しくは低利債に借換えることができる。

一償還財源 税収その他一般大入

三朝町長 坂出 雅 之

昭和三十七年十月二十日原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

